

令和7年第4回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和7年12月15日（月）午前10時00分開議

- 1 開会（開議）宣告
- 2 議事日程
 - 日程第 1 総務産業常任委員長報告
 - 日程第 2 教育民生常任委員長報告
 - 日程第 3 議員派遣の件について
- 3 閉会

令和7年五城目町議会12月定例会会議録

令和7年12月15日午前10時00分五城目町議会12月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 石井 和歌子	2番 小玉 正 範
3番 伊藤 信 子	4番 石川 交 三
5番 中村 司	6番 佐沢 由佳子
7番 石川 重 光	8番 松浦 真
9番 工藤 政彦	10番 椎名 志保
11番 斎藤 晋	12番 石井 光雅
13番 佐々木 仁茂	14番 館岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	荒川 滋	副 町 長	澤田石 清 樹
教 育 長	小玉 史 男	総 務 課 長	東海林 博文
まちづくり課長	柴田 浩 之	会計管理者兼 税務会計課長	小玉 洋 史
議会事務局長	千田 絢 子	農林振興課長	石井 忠 大
商工振興課長	鳥井 隆	建 設 課 長	小野 亨
学校教育課長	小玉 重 巖	生涯学習課長	工藤 晴 樹
住民生活課長	石井 一	健康福祉課長	館岡 裕 美
消 防 長	佐々木 貴 仁	総務課課長補佐	大石 靖 宜

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田 絢 子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） おはようございます。

令和7年12月定例会において当総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案9件、陳情1件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において、9月5日午前10時から、あ、間違っただな・・・失礼しました。これらの審査のため、総務産業常任委員会室において、12月11日午前10時から会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名の全員であります。参与には、東海林総務課長、大石総務課長補佐、工藤総務課長補佐、柴田まちづくり課長、伊藤まちづくり課長補佐、小玉会計管理者兼税務会計課長、佐藤税務会計課長補佐、千田議会事務局長、石井農林振興課長、齊藤農林振興課長補佐、鳥井商工振興課長、伊藤商工振興課長補佐、小野建設課長、小玉哲央建設課長補佐、小玉哲也建設課長補佐、書記には、高津農林振興課係長、浅野建設課主任、伊藤総務課主事を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第69号、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る限度額を引き上げるため、当該条例の一部を改正するものであり、議会の議決を求められたものであります。

この改正により、ポスター作成について、候補者1名につき2,340円の限度額引き上げ、ビラ作成については、町長選挙では3,250円、町議会議員選挙では1,040円の限度額引き上げとなるものです。

委員からは、町長選挙と町議会議員選挙のポスターとビラの作成枚数の上限について質疑があり、当局からは、ポスターについては共通だが、ビラの作成については町長選挙が5,000枚まで、町議会議員選挙については1,600枚までと定められているとの答弁でした。

ほかには特に意見もなく、議案第69号については、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第70号、五城目町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、標準準拠システムに実装される住登外者宛名番号管理機能を用いる住登外者宛名番号を附番・管理する事務が個人番号の独自利用事務に該当することや、当該機能の情報が庁内連携に該当することから、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、当該条例の一部を改正するものであり、議会の議決を求められたものであります。

委員からは特に意見もなく、議案第70号については、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第71号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、令和7年度の人事院勧告を受け、令和7年4月1日から給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の引き上げを実施するため、当該条例の一部を改正するものであり、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、勤勉手当の支給対象が全職員に及ぶのかをはじめ、病気休暇や産前産後休暇、育児休業など、各種休暇の取得が勤勉手当や給与にどのような影響を及ぼすのかについて質疑が行われました。併せて、産前産後休暇の期間、休暇取得中の給与や手当の支給の有無、育児休業取得者に対する手当の支給水準について確認がされました。さらに、今回の給与改定が平均でどの程度の増額となるのか。賞与についても実質的な増額となるのか。また、給与及び賞与の適用時期や遡及の有無についての質問がありました。加えて、本町職員給与水準の指標であるラスパイレス指数の現状についても確認がありました。

これらの質疑に対する町からの答弁は、勤勉手当は全ての職員を対象とし、病気休暇取得者については、勤務成績や実情に応じて支給額が変動するとの説明がありました。

産前産後休暇及び育児休業については、取得前後の勤務状況を評価した上で勤勉手当に反映される仕組みであり、休暇の取得そのものが不利益に扱われることはないとの答弁でありました。産前産後休暇の期間は産前産後それぞれ8週間で、当該期間中は給与が満額支給される一方、育児休業中は給与の支給はなく、共済制度により育児休業手当が支給され、取得後180日までは67%、その後は約1年間50%の支給率となるとの答弁がありました。給与改定については、平均で3.37%の増額となり、賞与についても通年で0.05か月分の増となることが示されました。適用月については、給与は本年4月1日に遡及適用し、賞与は年末に2回分の調整を行うこと、また、一部規定については来年6月からの適用となるとの説明がありました。ラスパイレス指数については、令和6年度の数値が95.7で県内町村平均を上回り、県内町村で3番目の水準であるとの報告がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第71号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第75号、五城目町恋地スキー場設置条例を廃止する条例制定についてであります。

本案は、平成17年から休業している五城目町恋地スキー場について、スキー場としての利用が見込まれないことから当該条例を廃止するものであることから、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、恋地スキー場条例を現時点で廃止する理由について質疑が行われました。併せて、条例廃止後においてスキー場としての利用が可能か。子ども向けスキー教室や多目的利用、雪祭りなどへの活用ができるのかについて確認がされました。また、現在使用している団体による草刈り等の維持管理を町が行うのか。今後整備を行った上で貸し出す考えがあるのか。貸付の際の使用料や賃借料の算定根拠、使用目的による金額の違いについて質問がありました。さらに、泥が付着した車両による県道の汚損への対応、プレハブ施設の設置主体、町有財産の活用による収入確保の考え方についても意見と質疑が出されました。

これらの質疑に対する町からの答弁は、当該条例は、交付金の制約が昨年12月で終了したことから廃止を提案したものであり、現状ではスキー場としての再開は困難との認識が示されました。樹木の繁茂などにより現時点でスキー教室等の活用計画はなく、整備に多額の費用をかける考えもないとの説明がありました。一方、利用目的の制限が

なくなったため、雪祭りなどの多目的利用は可能になるとの答弁がありました。条例廃止後は普通財産として総務課が所管し、現在使用している団体とは賃貸借契約を結ぶことになり、管理については引き続き団体に任せる考えが示されました。使用料はスリーアイバードが年9万8,700円、オフロードパークが年1万5,000円であり、行政財産使用料徴収条例に基づき算出しているとのこと、金額は使用目的によって変わらないことが説明されました。また、道路汚損への対応や町有財産の活用による収入確保については、今後検討していくとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第75号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第78号、五城目町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、現行の水道料について、五城目町水道事業及び下水道事業経営等審議会の答申に基づき、水道事業の健全な経営及び計画的な水道施設の維持管理に必要な財源の確保を図るため、当該条例の一部を改正するものであり、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、水道料金表に示されている令和8年5月から令和9年4月までの料金が1年間のみ適用となるのかについて質疑がありました。併せて、料金改定による最終的な引き上げ幅が約6割に及ぶものかについて確認がされました。また、かつて事業用として使用されていた建物に居住している世帯では、大きな口径のメーターをそのまま使用している可能性があるのではないかと指摘があり、その場合の対応や該当世帯への周知を行う考えがあるのかについて質疑がありました。

これらの質疑に対する町からの答弁は、提示されている料金表は経過措置の1年目のものであり、令和9年5月からはさらに2割、令和10年5月からは最終的に約6割上昇した料金で運用していくとの説明がありました。また、大口径メーターを使用している場合でも、メーターの位置を変更し、一般家庭用の13mm口径に交換工事を行えば、不要な料金負担を避けることができるとの答弁がありました。該当する世帯については、現時点では把握していないものの、事例があれば個別に対応していくとの説明がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第78号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第79号、五城目町下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、現行の下水道使用料について、五城目町水道事業及び下水道事業経営等審議会の答申に基づき、汚水処理費の受益者負担の観点から経費回収率の向上を図るため、当該条例の一部を改正するものであることから、議会の議決を求められたものであります。

委員からは、下水道使用料の種別が一般汚水と公衆浴場・プール汚水に分かれているが、料金の考え方は同一と理解してよいのかについて質疑がありました。また、五城目イオンや介護老人保健施設湖東老健のような大規模施設がどの種別に該当するのか確認がされました。さらに、使用料の種別を分けて設定している理由についても質問が行われました。

当局からは、基本料金は両種別とも同額であるものの、従量使用量の算定方法が異なるとの説明がありました。一般汚水は使用料に応じて単価が段階的に上がる一方、公衆浴場・プール汚水は一律130円毎立方メートルであるとの答弁がありました。また、イオン及び湖東老健は、いずれも一般汚水として取り扱っていることが示されました。種別を分けている理由については、公衆浴場は物価統制令の関係で入浴料の設定が難しいこと、プールについては大容量使用による負担軽減を図るためであるとの説明がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第79号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第80号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第5号）の関係部分についてであります。

補正予算の主なものですが、委員からは、国道285号線沿いのケヤキ伐採について、伐採本数及び着手、飛んでしまった。ちょっとすいません。飛んでしまった、ごめんね。あがってしまって。・・・すいません、元へ。補正予算の主なものですが、委員からは、国道285号線沿いのケヤキ伐採について、伐採本数及び着手時期について質疑がありました。また、同路線では以前から大雨時の冠水が課題となっており、県による排水対策工事と合わせて町が街路樹の伐採を行うとの理解のもと、これにより五城目町の街路樹が生み出してきた美しい景観が失われることになるのではないかとの懸念が示されました。

当局からは、本定例会で可決後、速やかにケヤキの伐採に着手する予定であり、伐採本数は74本であるとの説明がありました。また、街路樹の伐採により景観が損なわれることは否めないものの、街路樹の落葉が側溝に詰まり排水不良を招いていた事実があり、県が行う冠水対策工事の効果を最大限に発揮させるため、町として可能な対策として伐採を行うとの答弁がありました。

除雪事業について、除雪担当業者の一覧表を全戸配布した中で新たに参入した業者がいるのか。また、担当する路線の割り振りがこれまでから変更されていないのかについて質疑が行われました。併せて、除雪体制の変更により町民からの苦情が生じないように、適切な運用を求める意見が出されました。

当局からは、除雪業者について新規参入は、近野工務店1社であるとの説明がありました。また、1社の増加に伴い、担当路線の割り振りについては一部変更が生じているとの答弁がありました。

有害鳥獣対策費として計上された554万円の補正予算について、その具体的な内容について質疑が行われ、併せて、クマ用の箱わなと比較してイノシシ用のわなが高額となっている理由についての質問がありました。また、わなの設置や見回り、出動、捕獲、解体に対する報酬単価の見直しが行われるとの説明を踏まえ、今回の補正がそれらの措置を手厚くする内容であるのか確認がなされました。さらに、捕獲や解体作業に伴う労力だけでなく、解体時に使用する水道代など、その後に生じる経費についても支援を検討すべきではないかとの意見が出されました。

これに対して当局からは、補正予算の内訳として、箱わなやアニマルセンサー、無線機、イノシシ用囲いわなの整備費用に加え、猟友会への報酬を含めた総額から当初予算残額を差し引いた結果、554万円の補正となったとの説明がありました。イノシシ用のわなが高額となっている理由については、囲いわなが4m四方と大型であるためであるとの答弁がありました。また、報酬については、従来単価を見直し、わなの設置、見回り、出動、捕獲、解体それぞれに新たな単価を設定し、遡って支払う考えが示されました。特に見回りについては、これまでの算定方法を改め、1か所ごとの単価とすることで燃料費等を考慮した内容としたとの説明がありました。解体後にかかる経費等については、令和8年度当初予算において状況を見ながら検討していくとの答弁がありました。

職員管理費に計上されているAI対応研修について、その具体的な研修内容について

説明を求める質疑がありました。併せて、当該研修の対象が全職員となるのかについて確認がありました。

当局からは、AI対応研修は2回実施する予定であり、1回目は生成AIの概要を理解する内容、2回目は実際に操作を体験し、活用への理解を深める研修とする考えが示されました。また、対象については希望制とし、業務上の都合から強制参加は難しいものの、できる限り多くの職員が参加するよう働きかけていくとの答弁がありました。

委員からは、庁舎管理費にかかる敷地内樹木の伐採について、その内容や伐採本数について説明を求められる質疑がありました。また、庁舎建設当時は景観を考慮して植樹された経緯がある中で、多数の伐採が景観を損なうのではないかとの懸念が示され、伐採判断に至った経緯について確認がされました。さらに、一度に多くの樹木を伐採するのではなく、計画的に段階的な伐採を行う考えはないのか。生きている樹木まで一律に伐採することの是非、今後伐採対象となる樹木の範囲についても質問がありました。併せて、庁舎敷地内の維持管理について、町民の目に触れる正面玄関周辺の草刈りなど、今後より一層の配慮を求める意見が出されました。

当局からは、電線にかかるほど成長した樹木や枝葉の落下による事故の恐れがある事例が発生していることから、安全確保の観点で伐採を実施するとの説明がありました。伐採本数は大小合わせて76本であるとされました。伐採対象の中には歩道にかかっている樹木もあり、景観維持よりも事故防止のリスク管理を優先して判断したとの答弁がありました。段階的な伐採や生きている樹木の取り扱いについては、維持管理上の課題も踏まえ、今後検討していくとの答弁がありました。今回の伐採対象は、前庭、正面玄関側及び職員駐車場側に限定しており、庁舎敷地の東西側は含まれていないとの答弁がありました。

ほかには特に意見もありませんでしたが、本委員会としては、庁舎敷地内の樹木伐採76本について、景観への影響等を踏まえ、再調査と十分な協議を行い、町民の理解が得られるよう配慮した上で実施されることの見解を付して、議案第80号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第84号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

委員からは、9月に発生した災害に伴い、水道料金の減免措置が適用された世帯数について質疑がありました。

当局からは、世帯数での集計ではないものの、水道料金の減免対象となった使用者数は101件であり、名義ごとの集計であるため世帯数とは一致しないとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第84号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第85号、令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

委員からは特に意見もなく、議案第85号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

ここからは陳情であります。当委員会に付託された陳情は1件であります。

陳情受理番号第12号、インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう国に求める意見書の提出についての陳情であります。

陳情の趣旨は、物価高や深刻な人手不足の中で小規模事業者の経営は厳しさを増しており、インボイス制度がその負担に拍車をかけています。特に、売上げ1,000万円以下の免税事業者やフリーランスが新たに消費税の納税義務や事務負担を負い、取引排除、値引き強要などの不公正な取引も発生しています。価格転嫁も進まず、このまま令和8年9月で2割特例や8割控除の経過措置が縮小・廃止されれば、廃業に追い込まれる事業者が増える懸念があります。そのため、インボイス制度の廃止を目指すとともに、当面は経過措置の継続を求める意見書を国に提出するよう要望を求められたものであります。

委員会審査においては、過去にも同様の陳情が出されていることや、陳情趣旨における「民意は明確」との表現については誇張ではないかといった反対意見が出されました。

これらを踏まえ、採択の結果について採決を行った結果、賛成4名、反対2名となり、本陳情は賛成多数により採択すべきものと決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第80号関係部分を除く各案件

については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第75号、議案第78号、議案第79号、議案第84号、議案第85号は原案可決、陳情第12号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第7号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第7号、インボイス制度の廃止をめざし、事業者負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長(工藤政彦君) 委員会提出議案第7号、インボイス制度の廃止をめざし、事業者負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書について、提案理由を申し上げます。

インボイス制度の廃止を目指し、経過措置として実施された2割特例、8割控除の継続を求めるものであります。

意見書(案)と提出先は資料に添付してありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第7号は可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長(松浦真君) おはようございます。

令和7年12月定例会において当教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部を含む議案9件、陳情5件であります。

これらの審査のため、教育民生常任委員会室において、12月11日午前10時から会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には、小玉史男教育長、小玉学校教育課長、工藤生涯学習課長、石井住民生活課長、舘岡健康福祉課長、佐々木消防長をはじめ関係職員が出席し、書記には、生涯学習課 本間主任、住民生活課 小玉主事、健康福祉課 児玉主査、消防本部 越高係長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

まず、議案第72号、五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、児童福祉法などの一部改正に伴い、保育所などの職員等による児童虐待に関する通報義務などが創設されたため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、第12条における虐待の禁止及び通報義務の規定整備などです。

委員から、説明の中で町内で「該当施設がない」との話があったが、その理由はどの質疑があり、当局から、家庭的保育事業は3人から5人の小規模な保育を行うものだが、現在、五城目町には該当する事業所が存在しない。しかし、基準として条例を整備しておく必要があるとの答弁がありました。

ほかには特に質疑もなく、本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第73号、五城目町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、児童福祉法などの一部改正に伴い、特定教育保育施設などにおける虐待に関する通報義務などを創設するため、条例の一部を改正するものであります。

委員から、虐待の通報義務は職員間での通報も含むのか。また、見守りカメラなどの設置状況はどうかとの質疑があり、当局から、現場を目撃した場合は職員間であっても通報することを想定している。監視カメラについては、こども園には現在設置されていないと認識していると答弁がありました。

これに対し委員から、虐待防止や事実確認のため、カメラなどの設備導入も検討すべきではないかとの意見があり、当局からは、こども園側と協議を行いたいと答弁がありました。

また、採用時に過去の性犯罪などを確認する仕組みはあるのかとの質疑に対し、当局から、採用は県や施設が行うものであり、町として履歴を確認する仕組みは現状ないと

いう答弁がありました。

本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第74号、五城目町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてであります。

本案は、令和8年度から実施予定の乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」にあたり、その設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

委員から、多くの乳児が利用した場合、保育士の配置は拡充できるのか。また、利用見込みのニーズ把握は行っているのかとの質疑があり、当局から、保育士の増員や利用見込みについては現在協議中である。不明確な部分もあるため、ニーズ把握の必要性は認識しているとの答弁がありました。

また、利用料は無償かとの質疑に対し、当局は、無償の方向で検討中だが、町外利用者の扱いなど調整が必要であるとの答弁がありました。

さらに、国の補助などにより赤字にならない仕組みであるのかとの質疑に対し、当局は、年齢ごとに国の補助基準額が示されており、赤字になることは考えにくいと答弁がありました。

本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第76号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受け、火災に関する警報発令時の火の使用制限や、火災と紛らわしい煙を発する行為、たき火などの届出に関する規定を整備するものであります。

委員から、野焼きや稲わらの焼却による煙害が問題となっているが、これらも規制や指導の対象となるのかとの質疑があり、当局から、県公害防止条例では、稲わらなどの焼却を原則禁止しており、特に10月1日から11月10日までは全面的に禁止している。消防としては火災予防上の危険がある場合は消火や指導を行うと答弁がありました。

また、消防署への届出は許可を意味するのかとの質疑に対し、当局は、届出はあくまで火災と誤認されないための把握であり、焼却行為を許可するものではないと答弁がありました。

本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第77号、五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の基準改正に伴い、地域限定保育士制度への対応や、職員による虐待通報義務の規定を整備するものです。

委員から、地域限定保育士とはどのようなものかとの質疑があり、当局から、特定の地域で試験を受け、3年間はその地域限定で勤務できる保育士資格のこと。秋田県では未実施であるが、将来的な実施に備えて規定を整備すると答弁がありました。

本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第80号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第5号）関係部分であります。

本案は、歳入歳出予算の補正を行うものであり、主な内容として、大窪医院長からの寄附金の受け入れ、町公式LINE構築及び新メールサービスへの移行経費、町民センター・体育館等の修繕料などであります。

委員から、大窪先生からの寄附金20万円の用途についてと質疑があり、当局から、来年度入学予定の難聴児支援のため、デジタルワイヤレス補聴援助システムの購入に充てると答弁がありました。

町公式LINE等の構築委託料99万円の内容と、既存メールサービス終了の経緯についても質疑があり、当局からは、現行の登録制メールサービスが業者都合で終了するため、新サービスへの移行と併せて、Jアラート連携機能等を持つ公式LINEの構築を行うものと答弁がありました。

その他、圏民体育館のエントランス修繕や、音響設備の故障に伴う移動用アンプの購入費などについても質疑が行われました。

本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第81号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、事務費等繰入金を増額や資格確認書様式対応のための電算システム改修負担金等を補正するものであります。

特段の質疑はなく、本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第82号、令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、保険料の実績見込みに伴う広域連合納付金の増額補正等を行うものであります。

特段の質疑はなく、本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第83号、令和7年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、介護給付費の実績見込みによる補正のほか、介護予防事業「はつらつポイント」の好評に伴う商品券交換費用の増額等を行うものであります。

委員から、はつらつポイント事業の利用状況と、予算不足の背景はとの質疑があり、当局から、ロコミ等で利用者が急増しており、11月時点で予算を使い切る見込みとなったため補正すると答弁がありました。

また、男性の参加率が低い、約5%である点についてどう考えるかとの質疑があり、当局からは、男性が参加しやすい趣味の活動やサロン形式の工夫などを検討し、参加促進を図りたいと答弁がありました。

本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて陳情に入ります。当委員会に付託されました陳情は5件であります。

まず、陳情第7号、ケア労働者の処遇改善のため報酬10%以上引き上げを求め、国に意見書提出を求める陳情についてであります。

本案は、ケア労働者の賃金水準が他産業と比較して低い実態を踏まえ、国に対し診療報酬・介護報酬の引き上げ等を求める意見書の提出を要望するものであります。

当局から、介護人材の不足や新規確保の困難さは強く認識しており、国の支援拡充は必要と考えるとの見解が示されました。

委員から、病院経営においても、物価高騰の中で診療報酬が上がらず経営が厳しい状況にある。地方の医療介護を守るためにも採択し、声を上げるべきではとの意見がありました。また、都市部と地方での賃金格差が広がっており、地方のケア体制維持のためにも必要な措置であるとの意見も出されました。

審査の結果、願意を了承し、本陳情は全会一致で採択すべきものと決しております。

続いて、陳情第8号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情についてであります。

本案は、医療・介護現場における長時間夜勤の実態改善と、それに伴う大幅な人員増員を国に求めるものであります。

本件については、陳情第7号と同様の趣旨を含んでいることから、関連して議論がなされました。

審査の結果、願意を了承し、本陳情は全会一致で採択すべきものと決しております。

陳情第9号、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める国への意見書提出を求める陳情書についてであります。

本案は、利用料負担の軽減や介護報酬の引き上げなど、介護保険制度の改善と従事者の処遇改善を国に求めるものであります。

委員から、町内の訪問介護事業所等の状況について質疑があり、当局から、介護サービス全体の給付額が下がっている要因として、認定者数の減少がある。これは人口減少に比例して、介護保険料納付者が年々減少していることが背景にあるとの答弁がありました。

審査の結果、願意を了承し、本陳情は全会一致で採択すべきものと決しております。

陳情第10号、小中学校給食費の完全無償化のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情についてであります。

本件は、学校給食費の完全無償化に向け、市町村への財政支援を秋田県に求めるものであります。

委員から、五城目町は厳しい財政状況の中で独自に無償化を行っているが、自治体間の不公平感をなくすためにも、国や県が責任を持って制度化すべきとの意見がありました。

また、当局から、教育留学の児童生徒についても、現在は保護者が一時立て替え払いをした後に町が補助する形で実質無償化しており、好評を得ているとの報告もありました。

審査の結果、願意を了承し、本陳情は全会一致で採択すべきものと決しております。

陳情第11号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書についてであります。

本件は、生活保護基準引き下げ処分を取り消す最高裁判決を受け、国に対して速やかな被害回復措置を求めるものであります。

委員から、司法の判断が出ている以上、国は速やかに対応すべきであり、司法軽視とならないよう意見を上げるべき必要があるとの意見がありました。

審査の結果、願意を了承し、本陳情は全会一致で採択すべきものと決しております。

以上、令和7年12月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は・・・14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 委員長ご苦労様でございました。

随分いろいろと陳情もたくさんございましたし、難しい案件が多かったような感じがいたしますが、議案第74号、乳幼児の件だったと思うんですけども、これについて委員会の中でちょっと話したようですが、これ増加すればどうするのかと話したような報告でございました。乳児が多くなれば当然保育士の数も増えるということを暗に認めていらっしゃるような報告でございましたが、実際、今後そのキャパっていうか、大体どの程度の状態で子どもが増えれば保育士さんが増えるか。その辺の数字捉えているのかどうか。ということは、現在何人いらっしゃるのか、子どもがまず。人数も何人、保育士さんも何人と。これらの元の数字がつかまえているのかどうか、その辺をちょっと。もし話があったらそれはお願いをしたいと思います。

それと陳情の件でございますが、陳情、確か8号、8号は医療であったかな、8号、10号、8号、10号のあたりでございましたが、医療・介護についての非常に厳しい状況についてのお話されておりました。前に、先般私もちょっとお話したことがあるんですけども、この平成6年度で介護従事者が全国で40万人ほど不足しております。その状況あるときに、このまあ小さい田舎の町としてどういような対応ができるかという話もしたような感じがしますが、私の考えは、財政調整基金がかなりあるはずでございますので、それらを特別の段階で町単独で医療・福祉に従事する方々に何らかの手当をあげたほうがいいんじゃないかと。そうしなければ介護施設も大変になるし、医療施設も大変になると。それも、その町単独の事業を少し、ちょっとポジティブの方向に向けるようにやったらいいんじゃないのかっていう話を、まあ個人的にもしたことがあるんですけども、それらについて何か、それに近いような話、委員会でなかったのかどうか伺っておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） まず1つ目のこども園の保育士の拡充についてですが、こども園の具体的な人数に関する質疑は行われておりませんが、今回のこの制度により、こども園自体に通う子どもの人数自体は、そもそも5年前と10年前と比べて減つ

ていることがあります。なので、具体的な人数については議論はありませんでしたが、保育士について拡充するということが見込まれるほど、今後この制度によって人が増えるということは、現時点では想定していないという話がありました。

2つ目の医療・介護の陳情についてですが、当委員会での質疑の中で財政調整基金を活用するという具体的な話はなされておられません。

以上であります。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第80号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号、議案第77号、議案第81号、議案第82号、議案第83号は原案可決、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第8号、委員会提出議案第9号、委員会提出議案第10号、委員会提出議案第11号、委員会提出議案第12号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第8号、ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上の引き上げを求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第8号、ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上の引き上げを求める意見書について、提案理由を申し述べます。

提案理由、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、2026年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること、また当面の支援策として、2025年度中

に全額公費による賃上げ支援策を実行することを強く求めるものであります。

意見書（案）と提出先は添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第8号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第9号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第9号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

提案理由、安全・安心の医療・介護の実現、国民が安心して暮らせる社会実現のために、人員配置基準や労働基準を抜本的に見直し、大幅賃金を支援するよう強く求めるものであります。

意見書（案）と提出先は添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第9号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第10号、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第10号、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

提案理由、すべての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現のために、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引き上げ、介護保険制度の改善を求めるものであります。

意見書（案）と提出先は添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第10号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第11号、「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第11号、「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

提案理由、小・中学校給食費の完全無償化のため、秋田県として市町村へ財政支援を強く求めるものであります。

意見書（案）と提出先は添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第11号は可

決と決します。

次に、委員会提出議案第12号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番松浦委員長

- 教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第12号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書についてであります。提案理由を申し述べます。

提案理由、最高裁判決に基づく、すべての生活保護利用者の被害回復の措置、また、生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害の回復を図るよう求めるものであります。

意見書（案）と提出先は添付してございますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第12号は可決と決します。

次に、議案第80号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案可決です。議案第80号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第80号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第5号）は、原案可決と決します。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議案派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の議事は全部終了いたしました。

以上で令和7年第4回五城目町議会定例会を閉会いたします。どうも皆さん大変ご苦勞様でした。

午前11時08分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員